

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

一般事業主行動計画

計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画内容

(目標 1)

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険免除など、制度の周知や情報提供を行う。

■目標を達成するための方策と実施時期

令和 7年 4月～ 法に基づく諸制度の調査

令和 8年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布